事務連絡

令和７年７月１０日

各都道府県栄典担当者

　こども家庭庁長官官房総務課

殿

　各内部部局栄典担当者

　中央労働委員会事務局栄典担当

　厚生労働省大臣官房人事課

　栄典第一係長

令和８年春の叙勲（厚生・労働関係）候補者の事前登録について

　標記について、推薦予定候補者を事前に把握するため、厚生・労働関係それぞれにつき

必要な書類を作成し、**令和７年８月29日（金）**までに栄典第一係あて提出願います。

なお、推薦予定候補者がいない場合は、その旨ご連絡願います。

**今回、期限までに事前登録のなかった候補者につきましては、原則として令和８年春の候補者としては取り扱いしません**のでご了承願います。

　なお、下記４の条件に合致する場合は詳しい内容をお聞きするため、ヒアリングを実施することもあり得ますので、ご承知おきください。

　また、令和８年春の叙勲に係る当省への正式協議書類（公文）提出期日については、　平成13年３月６日付人発第180号厚生労働省大臣官房人事課長通知により、厚生関係については10月15日（水）まで、労働関係については９月30日（火）までとなっていることを申し添えます。

記

**１．提出書類　※すべての書類について押印は不要とする。**

（１）概要資料　各１部

　　①叙勲候補者一覧（別紙１）（厚生関係、労働関係統合したもの）

※都道府県により厚生・労働担当者が異なる場合は、双方でご確認の上、

取りまとめた上でご提出ください。

　　　※取りまとめていない一方だけの一覧の送付はご遠慮ください。

　　　※厚生・労働・Ⅰ類・Ⅱ類など候補者の該当がない場合には、その旨をメール　　ベタ打ちにてご報告ください。

　　②叙勲候補者に係る申立勲等表（別紙２）**※特に勲等に希望がある場合は必ず提出**

（２）個別資料　各１部

　　③審査票(MS-Excel)（片面印刷）**※審査票支援ツール不可**

　　④功績調書（両面印刷）

⑤履歴書（両面印刷）**※審査票支援ツール不可**

　　⑥刑罰等調書、戸籍抄本（コピー提出）

　　⑦団体の規模及び事業概況等調書、施設の規模等及び事業概況調書、

事業所概況調書（別紙３－１～３）**複数の団体の場合はsheetタブまたはファイルを分けて作成。**

**(****片面印刷もしくは団体ごとに両面印刷)　※裏面に違う団体を印刷するのは不可！！**

　　⑧その他参考となる資料

　　**⑨栄典の受章環境について検討を要する候補者事前協議（別紙４）**

**※各候補者の受章環境上の問題について確認の上、該当者がいる場合は必ず提出すること。**

**※内閣府より新たに様式が提供されました。(令和７年３月19日より)**

**様式が変わっていますので、古いものは使用しないでください。**

　　⑩⑨の参考資料（新聞記事等）

　　⑪他功績調査書（別紙５）

　　⑫現住所が確認できる書類　※（住民票の写し等）のコピー

⑬人事記録（公務員または民間であるが官暦の経歴を有する者）

　　※事前登録時の提出書類は**各１部**となりますので、ご留意ください。

**２．提出方法**（厚生関係・労働関係共通）

＜電子媒体＞

・①叙勲候補者一覧（別紙１）

②叙勲候補者に係る申立勲等表（別紙２）、

⑨栄典の受章環境について検討を要する候補者事前協議（別紙４）、

　　⑩⑨の参考資料（新聞記事等）(PDF可)

※⑩以外は修正可能な電子媒体をメールにて提出すること。

＜郵送＞　宛先：厚生労働省大臣官房人事課栄典第一係宛て

・③～⑬は番号順にダブルクリップ(**ホチキス止めはしないこと**)でまとめ、**１セット**

郵送にて提出すること。

※資料は全てＡ４サイズ。サイズが違う場合はＡ４の台紙に貼り付けて提出すること。

＜郵送資料の並び順＞

１③審査票→２④功績調書→３⑤履歴書→４⑥刑罰等調書→５⑥戸籍抄本→他⑦～⑬

※番号順にお願いします。

**３．****提出先（厚生関係＆労働関係）**

メールは必ず下記の宛先 **全員(４名)**に送付ください。

　大臣官房人事課　栄典第一係：清水、占部、盛田、上原

[shimizu-ikumi@mhlw.go.jp](mailto:shimizu-ikumi@mhlw.go.jp)

[urabe-mari.sy1@mhlw.go.jp](mailto:urabe-mari.sy1@mhlw.go.jp)

[morita-akira.ze8@mhlw.go.jp](mailto:morita-akira.ze8@mhlw.go.jp)

[uehara-rikako.41j@mhlw.go.jp](mailto:uehara-rikako.41j@mhlw.go.jp)

**４．ヒアリングの実施対象となる条件**

厚生関係Ⅰ類分野 … 次の（１）～（３）に該当し、栄典第一係が必要と認めた場合

厚生関係Ⅱ類分野 … 原則として実施しない

　労働関係　　　　 … 次の（１）又は（３）に該当し、栄典第一係が必要と認めた場合

（１）次の候補者を推薦する予定がある場合

　　　①過去に内閣府へ協議書類提出(上申)後に取下げ、辞退等をしたことがある候補者（他省庁からの推薦又は褒章での推薦も含む）

　　　②叙勲候補者に係る評価と異なる勲等要望(上位でも下位でも)

　　　③再叙勲を希望する候補者（軍事功労を除く）

　　　④栄典の受章環境について検討を要する候補者（詳細は別添１参照）

　　　　候補者又は候補者の関係する法人等が、

　　　　　ア．刑罰を受けた場合

　　　　　イ．警察等の取り調べを受けた場合

　　　　　ウ．所得税法、法人税法等に基づく重加算税を賦課された場合

　　　　　エ．独禁法に基づく調査、審決、命令等を受けた場合

　　　　　オ．許認可取消、営業停止等の行政処分を受けた場合

　　　　　カ．訴訟が係属中である場合

　　　　　キ．不祥事等について報道があった場合

　　　　　ク．事故を起こした場合

　　　　　ケ．懲戒処分を受けた場合

　　　　　コ．法人等の経営状況に問題がある場合

　　　　　サ．暴力団員等との関係が疑われる場合

　　　　　シ．その他栄典の受章環境について検討が必要と思われる場合など。

（２）厚生関係Ⅰ類分野の候補者（補欠を含む）が10人以上の場合

（３）その他書類等の内容により各担当係においてヒアリングが必要と認めた場合

なお、上記（１）①～④のいずれかに該当する候補者を推薦する予定がある場合は、**８月29日（金）**の提出期限までに栄典第一係宛に必ず連絡すること。

連絡がなかった場合には、令和８年春の候補者として推薦することが不可となることがあるのであらかじめご注意願います。

**５．注意事項**

（１）叙勲候補者一覧（別紙１）は、厚生・労働関係合わせて作成すること。また作成にあたっては、種別（Ⅰ(厚生・労働)・Ⅱ類(厚生・労働)）ごとに分けて厚生関係→労働関係の順に「優先順位・推薦元・種別・分野・読み仮名・氏名・性別・犯歴・生年月日・年齢・功労概要・主要経歴・民官・本籍・住所(都道府県から)・事前協議調書の有無・取り下げ歴の有無(内閣府協議後)、備考(外字や褒章受章歴など)・他省庁関係功績有無を記載すること。

　　Sheetタブは増やさないこと。

　　厚生・労働、双方を取りまとめてから提出すること。

（２）上記１の（２）⑧「その他参考となる資料」については、平成17年２月３日付事務連絡「春秋叙勲及び賜杯候補者並びに春秋褒章候補者の推薦にあたっての「参考となる資料」について」（別添２）によること。

（３）正式協議書類（公文）の提出に併せ、特に勲等に希望がある場合には、「叙勲候補者に係る申立勲等表」（別紙２）を提出すること。

なお、正式協議書類の提出時に、事前に提出のあった候補者を差し替えた場合には、該当の候補者を協議できない場合があるので、予めご承知おき願います。

（４）他功績（他省庁所管団体役員歴等）のある候補者については、事前に当該団体に対して栄典の評価対象か否かを確認し、協議結果を他功績調査書（別紙５）にまとめて提出すること（**国立大学病院を主要経歴とする者については、文部科学省からの推薦となるため、原則として厚生関係Ⅰ類及びⅡ類分野の対象としない**）。

（５）平成17年１月４日付事務連絡「破産法の改正に伴う刑罰調書の改正について」（別添３）を参照し、刑罰等調書の様式に注意すること。

（６）**書類作成に当たり、特に注意を要する点を「８秋　叙勲候補者推薦チェックリスト」（別添４）を熟読の上、チェックしながら書類を作成すること。**

（７）候補者資料提出後に資料の差替え・追加等が生じた場合は、当該資料を栄典第一係担当者(４名)にメールにて提出すること。また、候補者の死亡、取下げ等の異動があった場合においても、速やかに栄典第一係担当者(４名)へ連絡すること。

（８）候補者選考に係る留意事項について

①社会的知名度等に偏ることなく、広く各界各層の功績者を対象とすること（同一団体からの複数推薦不可、同一施設公務員の複数推薦は原則として避けること）。

②**民間分野（特に精神科病院の看護師、障害者支援施設の指導員等の人目につきにくい分野）、女性候補者の選考に努められたいこと。**

③Ⅱ類分野の推薦が少ない都道府県は、候補者発掘に努められたいこと。**また、春秋叙勲及び賜杯候補者推薦要領（平成13年厚生労働事務次官通知）で示す推薦人員全てを推薦されたいこと。**

**中期重点方針において重点分野とされている介護職員の受章者増加を図るため、令和２年秋より各都道府県に厚生Ⅱ類の介護職員枠（補欠枠扱い）を１名分増枠しているので、可能な限り１名以上の介護職員を推薦されたいこと。**

**（介護職員について、１名以上の補欠候補者が推薦可能な場合は、事前登録前に栄典第一係宛相談すること。）**

また、同方針において、外国人叙勲受章者や女性受章者を増加させることが　目標として掲げられていることから、日本や日本社会に対して功労のある外国人叙勲候補者や女性候補者を積極的に推薦されたいこと。

④過去に褒章を受章した者を推薦する場合は、褒章受章後５年以上経過し、同分野において５年以上の功績を継続して勤めた、もしくは他に顕著な功績を有する者に限ること。また、該当者がいる場合には、**８月29日（金**）の提出期限前に栄典第一係担当者までご連絡願いたいこと。

⑤過去に褒章止めとされた者についても、褒章受章後の功績次第では候補者として取り扱うことが可能となるので、該当者がいる場合には事前に当係へ相談すること。

⑥**Ⅱ類叙勲候補者（労働分野）推薦にあたっての留意点については別添６を参照すること。**

　　⑦現職の場合には、今後の功績による勲等の伸びを考慮したうえで、今回の推薦の候補者とするか判断すること。※推薦する場合は理由書を提出する。

**⑧**「平成27年の日本歯科医師連盟の政治資金規正法違反事件」

「平成16年の中央社会保険医療協議会贈収賄事件」等により、

**日本歯科医師会及び連盟**の役員歴を有する者については、事前協議案件とする。

なお、同事件に関与していた者の推薦は不可とする。

**※「栄典の受章環境について検討を要する候補者事前協議」（別紙４）必須**

（９）推薦予定候補者の調整について

　（共通事項）

全国団体の副会長相当職以上の者については、受章環境上、同一団体から２名以上推薦することができず、重複した場合には調整することがあるので留意のこと。

また、候補者のうち**公務員（Ⅰ類、Ⅱ類）については、省全体の推薦上限数が設定される予定であり、平成24年８月３日付事務連絡で示した枠内の場合であっても調整対象となることがあり得るので、併せてご承知おき願いたいこと。**

**（平成24年８月３日付事務連絡（別添７）参照）**

　（厚生関係）

Ⅰ類の補欠候補者については、ヒアリング等を踏まえて調整があり得ること。

特に「厚生分野Ⅰ類公務員」については、平成24年８月３日付事務連絡でお知らせしたとおり、推薦の上限を超えた場合、調整が大いにあり得ること（事務連絡「平成25年春の叙勲（厚生関係Ⅰ類分野）候補者の推薦について」の取扱いを当面継続のこと）。

なお、Ⅱ類の候補者（民間人に限る。）については、枠を超える人員についても協議を受け付けることとすること（事務連絡「平成23年秋の叙勲Ⅱ類（厚生関係（民間））候補者の推薦について」の取扱いを当面継続のこと）。

　（労働関係）

労働関係については、Ⅰ・Ⅱ類ともに全候補者が出揃った段階で調整することとしているが、従前より大幅に多数の推薦を予定している場合は事前に連絡すること。